

「よりどりみどり練馬」フェイスブックページ運用ポリシー

平成27年10月9日

27練区広第2064号

(目的)

第1条 このポリシーは、区長室広聴広報課が管理する「よりどりみどり練馬」フェイスブックページを練馬区（以下「区」という。）内外へ区の魅力を発信する情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 このポリシーにおいて、つぎの各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) フェイスブック 米国Facebook, Inc. が提供するソーシャル・ネットワーキング・サービスをいう。
- (2) 「よりどりみどり練馬」フェイスブックページ 区の魅力に関心を持っている区民等が「よりどりみどり練馬公式PRサポーター（以下「サポーター」という。）」として、当該ページに練馬の良さを投稿する主体となり、区長室広聴広報課が管理するフェイスブックページをいう。
- (3) アカウント 「よりどりみどり練馬」フェイスブックページを運用するために取得する権利をいう。

(運用主体)

第3条 「よりどりみどり練馬」フェイスブックページの運用主体は、区長室広聴広報課とし、アカウントの登録またはサポーターが投稿した情報の分析もしくは管理等を行う。

(アカウントの取得)

第4条 「よりどりみどり練馬」フェイスブックページのアカウントを取得するための登録名は、「よりどりみどり練馬」とし、登録メールアドレスは「yoridorimidori@city.nerima.tokyo.jp」とする。

- 2 前項に定めるもののほか、「よりどりみどり練馬」フェイスブックページのアカウントを取得するために必要な事項は、区長室広聴広報課長が別に定める。

(投稿方法等)

第5条 サポーターが、「よりどりみどり練馬」フェイスブックページに投稿するためには、あらかじめ区が指定する方法により登録を行い、区の承認を受けなければならない。

- 2 サポーターが「よりどりみどり練馬」フェイスブックページに投稿する内容、当該ページへの投稿に当たっての禁止事項、当該ページに投稿した内容に関する著作権の取扱い等については、別に定める「よりどりみどり練馬公式PRサポーターによる情報発信交流ページ利用規約」によるものとする。
- 3 サポーターが投稿した内容または投稿した内容に対するコメントは、自由に閲覧することができる。
- 4 サポーターは、前項に規定するコメントに対し、回答できるものとする。

(なりすまし等の防止)

第6条 区は、第三者によるなりすまし等を防止するため、「よりどりみどり練馬」フェイスブックページのアカウント情報を区の公式ホームページに常時掲載し、区の公式フェイスブックページであることを明示する。

2 区は、なりすまし等を発見した場合には、直ちに区の公式ホームページにおいて、なりすまし等が存在することへの注意喚起を行う。

(運用の停止または閉鎖)

第7条 区は、フェイスブックのシステム上の問題が発生し、または運用に支障をきたす事態が発生する等「よりどりみどり練馬」フェイスブックページを継続して運用することが困難となった場合には、区の公式ホームページにおいて、その理由を明示したうえで、「よりどりみどり練馬」フェイスブックページの運用を停止し、または閉鎖することができる。

(留意事項)

第8条 区は、サポーターが「よりどりみどり練馬」フェイスブックページに投稿した情報の正確性、完全性または有用性等を保証しない。

2 サポーターが「よりどりみどり練馬」フェイスブックページに投稿した情報は、区の公式発表または見解等を表しているものではない。

3 区は、「よりどりみどり練馬」フェイスブックページの閲覧者（以下「閲覧者」という。）が当該ページに掲載された情報を利用し、または信用したことにより、閲覧者または第三者が被った損害について、一切の責任を負わない。

4 区は、「よりどりみどり練馬」フェイスブックページの閲覧者相互間もしくは閲覧者および第三者間のトラブルにより、閲覧者または第三者が被った損害について、一切の責任を負わない。

5 区は、前2項に掲げるもののほか、「よりどりみどり練馬」フェイスブックページに起因し、または関連して生じた損害について、一切の責任を負わない。

(遵守事項)

第9条 区は、「よりどりみどり練馬」フェイスブックページの運用に当たり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、練馬区個人情報保護条例（平成12年3月練馬区条例第79号）その他の個人情報に関する規程を遵守する。

第10条 区は、「よりどりみどり練馬」フェイスブックページの運用に当たり、「ソーシャルメディアの活用に係る練馬区ガイドライン」を遵守する。

(委任)

第11条 このポリシーに定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

このポリシーは、平成27年11月6日から施行する。